

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム
共和国との間の協定

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定

前文

日本国及びイラン・イスラム共和国（以下「両締約国」という。）は、

両締約国の相互の利益のために経済的協力を強化することを希望し、

投資分野における両締約国の経済的な資源及び潜在的な便益を活用すること並びに両締約国の投資家によるそれぞれ他方の締約国の領域における投資のための良好な条件を作り出し、及び維持することを意図し、

両締約国の投資家によるそれぞれ他方の締約国の領域における投資を促進し、及び保護することの必要性を認識して、

次のとおり協定した。

第一条 定義

この協定の適用上、この協定において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

1 「投資財産」とは、一方の締約国の投資家により、他方の締約国の領域において、当該他方の締約国の

法令に従って直接又は間接に投資される全ての種類の資産をいい、次のものを含む。

- (a) 企業及び企業の支店
- (b) 株式、出資その他の形態の企業の持分
- (c) 債券、社債、貸付金その他の債務証書
- (d) 先物、オプションその他の派生商品
- (e) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利
- (f) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
- (g) 知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）
- (h) 法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）
- (i) 他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わな

い。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

「投資財産」とは、投資財産から生ずる価値、特に、利益、資本利得、配当、使用料及び手数料をもう。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

2 「締約国の投資家」とは、次の一方の締約国の者又は企業であつて、他方の締約国の領域において投資を行うものをいう。

(a) 当該一方の締約国の法令によりその国民と認められる自然人

(b) 当該一方の締約国の法令に基づいて設立された企業であつて、その本店が当該一方の締約国の領域に設置されており、又は当該一方の締約国の領域において現実の経済活動を行っているもの

3 「企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合併企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。

4 「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

5 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

6 「領域」とは、いずれか一方の締約国の主権の下にある区域（領海を含む。）並びに当該一方の締約国

が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

第二条 投資の促進

- 1 いずれの一方の締約国も、自国の投資家に対し、他方の締約国の領域において投資を行うよう奨励する。

- 2 いずれの一方の締約国も、自国の法令に従い、自国の領域において他方の締約国の投資家による投資を誘引するための良好な条件を作り出す。

第三条 投資の許可

- 1 いずれの一方の締約国も、自国の関係法令（外国人による所有及び支配に関するものを含む。）に従って権限を行使する自国の権利を留保の上、他方の締約国の投資家による投資を許可する。

- 2 この協定は、投資を受け入れる締約国の法令により投資の認可を得ることが求められる場合には、当該締約国の権限のある当局の認可を得た投資について適用する。イラン・イスラム共和国の権限のある当局は、イラン投資・経済技術援助機構又はこれを承継する他の当局である。

第四条 投資の保護

1 一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇又は第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇のうち、当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利な待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 一方の締約国は、自由貿易地域、関税同盟、共同市場若しくはこれらに類する地域的な機関を設立する協定又は二重課税の回避のための条約により、第三国の投資家に対して特別の利益又は権利を与えた場合又は将来与えることとなる場合には、他方の締約国の投資家に対し、そのような利益又は権利を与える義務を負うものではない。

3 1の規定は、いずれか一方の締約国が、租税に関する自国の法令に従って与える待遇の間に差異を設けることを妨げるものではない。

第五条 一般的待遇

一方の締約国の投資家の投資財産は、他方の締約国の領域において、常に公正かつ衡平な待遇を与えられ、並びに十分な保護及び保障を享受する。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念

は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではない。

第六条 義務の遵守

いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の投資財産に関して義務を負っている場合には、当該義務を遵守する。

第七条 特定措置の履行要求

一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家による投資に対し、輸出についての要求、輸出入の均衡についての要求又は輸出の制限に係る差別的でない措置を課してはならない。

第八条 収用及び補償

1 いずれの一方の締約国の投資家の投資財産も、他方の締約国による収用、国有化又はこれらと同等の他の措置（以下「収用」という。）の対象としてはならない。ただし、収用が、公共の目的のために、正当な法の手続に従って、差別的でない態様で並びに実効的、迅速及び適当な補償の支払を伴って行われる場

合には、この限りでない。

2 補償の額は、収用が行われた時、公表された時又は公に知られることとなった時のうち、最も早い時の直前における投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。

3 補償については、実際の支払の日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に交換することができる通貨で計算する。

4 収用を行う締約国は、不当に遅滞することなく補償を支払うことを約束する。その支払が不当に遅滞した場合には、当該収用を行う締約国は、支払の遅滞に関連する金銭的な費用であつて、当該収用の日から実際の支払の日までの間に生ずるものを負担する。支払の遅滞に関連する金銭的な費用については、市場における為替相場により自由利用可能通貨に交換することができる通貨で計算する。

5 補償及び支払の遅滞に関連する金銭的な費用については、実際に換価すること及び自由に移転することができるものとする。

6 収用の影響を受ける投資家は、当該収用を行う締約国の法令に基づき、当該締約国の司法当局又は行政裁判所若しくは行政機関により、自己の投資財産の評価及び補償の支払を含む自己の事案に関し、この条

に定める原則に従って速やかな審査を受ける権利を有する。

7 この条の規定の適用上、「支払の遅滞に関連する金銭的な費用」とは、国際的な銀行業務上の慣行に従い、支払の遅滞によって生ずる追加の金額をいう。

第九条 損失又は損害

1 いずれか一方の締約国の投資家であつて、他方の締約国の領域における武力紛争、革命、暴動、国内争乱又はこれらに類する他の緊急事態により自己の投資財産について損失又は損害を被るものは、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、当該他方の締約国の投資家又は第三国の投資家に与えられる待遇のうち当該一方の締約国の投資家にとっていづれか有利な待遇よりも不利でない待遇を当該他方の締約国によって与えられる。

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、当該支払については、実際に換価すること、自由に移転すること及び市場における為替相場により自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

第十条 代位

一方の締約国又はその指定する機関が、保険契約又は保証契約に基づいて支払が行われることによって投資家を代位する場合には、

- (a) その代位は、他方の締約国によって承認されなければならない。
- (b) 当該一方の締約国又はその指定する機関は、当該投資家が行使することができたであろう当該投資家の投資財産に関する権利を行使することができるものとする。

第十一条 資金の移転

1 一方の締約国は、自国の領域に向けた又は自国の領域からの資金の移転であつて、この協定に規定する投資財産に関連するものが、自由に、かつ、遅滞なく行われることを認める。この資金の移転には、特に次のものを含める。

- (a) 当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金
- (b) 利益、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益
- (c) 融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの
- (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

- (e) 当該一方の締約国の領域内にある投資財産に関連する活動に従事する当該一方の締約国外から赴任した従業員が得た収入その他の報酬
- (f) 前三条の規定に従って行われる支払
- (g) 紛争の結果として生ずる支払
- 2 各締約国は、1に規定する資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。
- (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護
- (b) 証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引
- (c) 刑事犯罪
- (d) 法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存

(e) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保

第十二条 利益の否認

一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて企業であるものが次のいずれかに該当することを立証する場合には、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国と外交関係を有していない第三国の投資家によつて所有され、又は支配されていること。

(b) 第三国又は当該一方の締約国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の領域において実質的な事業活動を行っていないこと。

第十三条 一般的例外及び安全保障のための例外

1 この協定のいかなる規定も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、自国の領域における他方の締約国の投資家及びその投資財産に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とす

る。

(a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(b) 公衆の道德の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置。もつとも、公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

(c) この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii) 安全

(d) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置

2 この協定のいかなる規定も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解し

てはならない。

(a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置

(i) 戦時、武力紛争の時その他の自国内又は国際関係における緊急時にとる措置

(ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置

(b) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置

第十四条 知的財産権

1 両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率性及び透明性を促進する。この目的のため、両締約国は、一方の締約国の要請があった場合には、速やかに相互に協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、他方の締約国の投資家の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の法令に従い、適当な措置をとる。

2 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって両締約国が締結しているものに基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

3 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定で

あつて自国が締結しているものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第十五条 租税

この協定のいかなる規定も、二重課税の回避のための条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該条約が優先する。

第十六条 一時的なセーフガード措置

1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、投資財産に関連する国境を越える資本取引及び投資財産に関連する取引のための支払又は資金の移転（第十一条に規定する資金の移転を含む。）について制限的な措置を採用し、又は維持することができる。

- (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合
- (b) 資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある例外的な場合

2 1に規定する制限的な措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (a) 他方の締約国に対し、第三国よりも不利でない待遇を与えるよう適用されるものであること。
- (b) 国際通貨基金協定に適合するものであること。
- (c) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
- (d) 一時的なものであり、かつ、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。
- (e) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。
- (f) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

第十七条 信用秩序の維持のための措置

- 1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、金融システムの安定性を確保し、及び維持するため、信用秩序の維持のための措置をとることを妨げられない。

- 2 締約国は、1の規定に基づいてとる措置がこの協定に適合しない場合には、当該措置をこの協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

第十八条 一方の締約国の投資家と他方の締約国との間の紛争の解決

1 この協定に基づく義務の違反の結果として一方の締約国の投資家と他方の締約国との間に紛争が生ずる場合には、当該紛争は、当該一方の締約国の投資家により当該他方の締約国に対して書面で通知されるものとし、当該一方の締約国の投資家及び当該他方の締約国は、当該紛争を友好的に解決するよう努める。

2 1に規定する紛争は、一方の締約国の投資家により他方の締約国に対して書面で通知された日から六箇月の期間内に解決されない場合には、当該一方の締約国の投資家の書面による要請及び選択により、次のいずれかの裁判所又は仲裁廷に解決のために付託される。

- (a) その領域において当該紛争の対象となる投資が行われた当該他方の締約国の権限のある裁判所
- (b) 特別の仲裁廷。ただし、当該紛争の両当事者が別段の合意をする場合を除くほか、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則に基づいて設置される仲裁廷とする。

(c) 国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下「ICSID条約」という。）に基づいて設置される仲裁廷。ただし、両締約国がICSID条約の当事国である場合に限る。

当該紛争は、(a)に規定する権限のある裁判所には、当該六箇月の期間が経過する前であっても付託する

ことができる。

3 投資を受け入れた締約国の権限のある裁判所にまず付託された紛争は、その裁判が係属している限り、当該紛争の両当事者の合意なしに、仲裁に付託することができない。当該紛争は、確定判決が下された後は、仲裁に付託することができない。

4 2 (b)に規定する特別の仲裁廷は、次の規定に従って設置される。

(a) 1 に規定する紛争の各当事者は、それぞれ一人の仲裁人を任命するものとし、このようにして任命された二人の仲裁人は、合意によって第三の仲裁人を任命する。当該第三の仲裁人は、第三国の国民でなければならず、仲裁廷の長として指名される。全ての仲裁人は、2 に規定する仲裁の要請の受領から三箇月以内に任命されなければならない。

(b) (a)に規定するいずれの当事者も、仲裁人についての必要な任命が(a)に定める期間内に行われなかった場合には、別段の合意がある場合を除くほか、ハーグの常設仲裁裁判所事務総長に対し、当該必要な任命を行うよう要請することができる。

5 仲裁廷の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争の両当事者を拘束する。仲裁廷の裁定は、この協定

及び適用可能な国際法の原則に従って下される。仲裁廷は、投票の過半数による議決で裁定を下す。

6 各締約国は、この条の規定による仲裁に請求を付託することに同意する。

第十九条 両締約国間の紛争の解決

1 この協定の解釈又は適用に関連して両締約国間に生ずる全ての紛争は、可能な限り、まず協議により友好的に解決する。意見の相違がある場合には、一方の締約国は、他方の締約国に通知した上で、二人の仲裁人であつて両締約国が任命するもの及び仲裁廷の長の三人から成る仲裁廷にその事案を付託することができる。

2 各締約国は、1に規定する紛争が仲裁廷に付託される場合には、その通知の受領から六十日以内にそれぞれ一人の仲裁人を任命するものとし、両締約国によつて任命される仲裁人は、いずれか遅い方の任命の日から六十日以内に当該仲裁廷の長を任命する。それぞれの期間において、いずれかの締約国が自国の仲裁人を任命しない場合又は任命された仲裁人が仲裁廷の長の任命について合意しない場合には、各締約国は、常設仲裁裁判所事務総長に対し、任命していない締約国の仲裁人又は仲裁廷の長を任命するよう要請することができる。もっとも、仲裁廷の長は、その任命の時点において、両締約国と外交関係を有する国

の国民でなければならない。

3 常設仲裁裁判所事務総長が仲裁廷の長の任命を行う場合において、同事務総長が、この任務を遂行することができないとき、又はいずれか一方の締約国の国民であるときは、常設仲裁裁判所事務次長が当該任命を行うものとし、同事務次長が、当該任務を遂行することができないとき、又はいずれか一方の締約国の国民であるときは、いずれの締約国の国民でもない常設仲裁裁判所の上席の構成員が当該任命を行う。

4 両締約国が合意する他の規定に従うことを条件として、仲裁廷は、その手続及び仲裁地を定める。

5 仲裁廷の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。仲裁廷の裁定は、この協定及び適用可能な国際法の原則に従って下される。仲裁廷は、投票の過半数による議決で裁定を下す。

6 各締約国は、自国が選定した仲裁人に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁廷の長がその職務を遂行するための費用及び仲裁廷の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第二十条 投資に関する合同委員会

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする投資に関する合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(a) この協定の範囲内の投資に関連する事項であつて投資環境の整備に係るものについて情報を交換し、及び討議すること。

(b) 投資に関連するその他の事項であつてこの協定に係るものについて討議すること。

2 委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に対して適当な勧告を行うことができる。

3 委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、両締約国の合意により、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であつて、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すること及び民間部門との共同会合を開催することができる。

4 委員会は、任務を遂行するための手続規則を定める。

5 委員会は、小委員会を設置し、特定の作業を行わせることができる。

6 委員会は、いずれかの締約国の要請があつた場合には会合する。

第二十一条 最終規定

1 両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を外交上の経路を通じて相互に

通告する。

2 この協定は、1に規定する通告のうちいずれか遅い方の受領の日の後三十日目の日に効力を生じ、十年の期間効力を有する。この協定は、最初の十年の期間の後、一方の締約国が他方の締約国に対して書面によりこの協定の終了の通告を行わない限り、引き続き効力を有する。終了の通告が行われる場合には、この協定は、当該通告の受領の後六箇月で終了したものとする。

3 この協定の終了の後、この協定の規定は、この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、更に十年の期間適用する。

4 この協定は、第三条2の規定に従うことを条件として、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の領域において当該他方の締約国の法令に従つて取得されたものについても適用する。

5 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求については、適用しない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

平成二十八年二月五日（イラン暦千三百九十四年バフマン月十六日及び二千十六年二月五日に相当する。）に東京で、ひとしく正文である日本語、ペルシャ語及び英語により本書三通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

岸田文雄

イラン・イスラム共和国のために

A・タイエブニア